

実験廃棄物の分別 (2016. 9.29)

| 分別番号と区分名称        | 対象となる廃棄物の例   | 備考   |
|------------------|--|--|
| 1. 疑似感染性廃棄物      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育・保健センターから排出される廃棄物</li> <li>・注射器(ガラス製およびプラスチック製)</li> <li>・注射針</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・注射針は専用の回収容器(医療用)または適切な金属容器(化学実験用)に入れる</li> </ul>   |
| 2A. 実験系不燃物(金属類)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・金属製品またはその破片、研磨屑、切削屑(一斗缶に入るサイズ)</li> <li>・アルミホイルなどの金属箔</li> <li>・メス(医療用以外に使用したもの)</li> <li>・<u>洗浄・乾燥済みの金属製試薬缶(一斗缶等)</u></li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・メス等の刃物は、回収員が怪我などしないよう適切に保護し、内容物を明示する</li> <li>・金属以外との複合素材は区分<b>2C</b>へ</li> </ul>                          |
| 2B. 実験系不燃物(ガラス類) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス製品またはその破片、ガラス屑</li> <li>・<u>洗浄・乾燥済みのガラス製試薬瓶</u><br/>(ラベルはそのままで良い、キャップは外して区分<b>3</b>へ)</li> <li>・ガラス製のシャーレ、アンプルなど</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス以外との複合素材は区分<b>2C</b>へ</li> </ul>  |
| 2C. 実験系不燃物(その他)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・セラミックス製品(るつぼ等)またはその破片や粉</li> <li>・コンクリート片(ゴミ袋に入るサイズ)、石膏</li> <li>・その他の不燃物を含む複合素材</li> <li>・シリカゲル</li> <li>・乾燥剤(塩化カルシウム、硫酸マグネシウム、硫酸ナトリウム等)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分<b>2A</b>、<b>2B</b>に該当しない不燃物全般</li> <li>・故障した装置など市販製品とその部品類は一般ゴミの不燃物へ</li> </ul>                         |
| 3. 実験系可燃物        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実験に用いたキムワイプ、濾紙などの紙類</li> <li>・実験に用いたガーゼ、脱脂綿</li> <li>・プラスチック製のシャーレ、チューブ、ピペットなど</li> <li>・手袋(ゴム製およびビニール製)</li> <li>・<u>洗浄・乾燥済みのプラスチック製試薬瓶</u><br/>(ラベルはそのままで良い)</li> <li>・試薬瓶のプラスチック製キャップ</li> <li>・滅菌済み培地</li> <li>・オートクレーブ殺菌済みの廃棄物で<u>通常のゴミ袋に入れたもの</u></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オートクレーブ殺菌済みの廃棄物に、バイオハザードマーク付きの袋は使用しない(疑似感染性廃棄物と誤認されるため)</li> <li>・試薬やサンプルが付着していない紙・布類は一般ゴミの可燃物へ</li> </ul> |

### 【排出にあたっての注意事項】

1. 実験廃棄物を搬出する際には、廃棄物の入ったビニール袋・缶等に、「研究室名・日付・分別の種別」を明記したラベルを貼り付けて搬出する  
→全学統一のフォーマットを web に掲載し、各研究室がダウンロード・印刷して利用出来るようにする
2. 袋を突き抜ける危険がある鋭利なもの(注射針、メス、金属片、ガラス片、セラミックス片など)は、堅牢な容器に入れて搬出する
3. 中身が残ってるあるいは未開封で使用しなくなった試薬瓶については、別途専門の引き取り業者に回収を依頼する(問合先:財務課契約係)  
→実験ゴミの回収業者には、中身が入っている場合は回収しなくて構わない旨を伝えてある